

埼玉県地域クラブ活動等指導者人材バンク（スポーツ）運用要項

1 趣旨

この要項は、埼玉県地域クラブ活動等指導者人材バンク設置要綱に基づき、人材バンクのうち、埼玉県地域クラブ活動等指導者人材バンク（スポーツ）（以下「スポーツ指導者人材バンク」という。）に関して、地域クラブ活動等指導者の円滑な活用に向けた、必要事項を定めるものとする。

2 登録指導者

地域クラブ活動等指導者としてスポーツ指導者人材バンクに登録する者（以下「登録指導者」という。）は、「5 資格要件」に定める要件を満たす者のうち、埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が適任と認めた者とする。

3 登録指導者の活用

スポーツ指導者人材バンクは、登録指導者の活用を図るため、次のことを行う。

- (1) 登録指導者の活用について、インターネット等により周知徹底を図る。
- (2) 登録指導者が積極的に活用されるよう市町村及び市町村教育委員会等へ働きかける。

4 登録指導者と指導種目

登録指導者と指導種目は、別表のとおりとする。

5 資格要件

登録指導者の資格要件は、以下の全てを満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者
 - ・ 県立学校教職員を退職（再任用満了を含む）した者
 - ・ 現に県立学校教職員である者
 - ・ 現に埼玉県教育局または埼玉県立教育機関（県立学校を除く。）の職員（以下「教育局等職員」という。）である者
 - ・ さいたま市を除く市町村立小学校及び中学校等教職員（以下、「市町村立学校教職員」という。）を退職（再任用満了を含む）した者
 - ・ 現に市町村立学校教職員である者
- (2) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条^{*1}又は学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 9 条^{*2}の欠格事項に該当しない者
- (3) 過去の指導において、体罰、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、その他地域クラブ活動等指導者として不適格と認められる事項がない者
- (4) スポーツ活動に関する指導経験（学校部活動での指導を含む）や資格、実技経験など、スポーツ活動に関する知識・技能を有すると認められる者

6 登録期間

登録指導者の登録は、年度ごととする。

7 登録の取消し

登録指導者として不適格と認められる行為があった者は、県教育委員会は、その登録を取り消すことができる。

8 登録指導者情報の照会

県教育委員会に登録指導者の情報を照会できる団体は次のとおりとする。

- (1) 市町村
- (2) 市町村教育委員会

9 照会の手順

- (1) 登録指導者の情報提供を希望する団体（以下「依頼者」という。）は、県教育委員会へ様式1により依頼する。
- (2) 県教育委員会は、照会理由等を確認の上、登録指導者に対して意思確認等を行う。
- (3) 県教育委員会は、登録指導者の意思を確認の上、情報提供が可能な場合は様式2、不可の場合は様式3により依頼者に回答する。
- (4) 依頼者は、情報提供を受けた登録指導者と事前に指導内容等について打合せ及び面接を行う。
- (5) 依頼者は、打合せ及び面接結果を様式4により県教育委員会へ報告し、配置希望と配置条件が合致した際は、採用等の活動に向けた手続きを行う。

10 営利企業従事等許可・兼職兼業承認

現職の地方公務員が指導者として採用される場合で、地方公務員法第38条又は教育公務員特例法第17条の規定による任命権者の許可又は承認を要する場合には、指導者として業務に従事する前に、所定の手続きを経て任命権者の許可又は承認を受けるものとする。

11 登録指導者の任務

- (1) 登録指導者は、指導に従事するにあたり、事前に地域クラブや学校等の担当者等と十分な打合せを行い、教育的な指導を心がけるとともに、事故防止に十分留意する。
- (2) 登録指導者は、自己の指導力と資質の向上のため、自己研鑽に努める。
- (3) 登録指導者は、県教育委員会が指定する研修に参加する。

12 個人情報の保護

スポーツ指導者人材バンクの業務に従事する職員は、収集した個人情報を地方公務員法第34条により適正に保管する。

附則

この要項は令和6年3月13日から施行する。

この要項は令和6年8月30日から施行する。

この要項は令和6年11月22日から施行する。

※1 地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※2 学校教育法第9条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 1 禁固以上の刑に処せられた者
- 2 教育職員免許法第10条第1項2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 3 教育職員免許法第11第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者